



金 沢 市 公 報

号外第31号の3

平成27年(2015年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>●規 則</p> <p>○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (行政経営課) 1</p>	<p>○金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例施行規則 (住宅政策課) 11</p>
---	---

規 則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第68号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事業は高齢者、身体障害者等がその居宅において自立した日常生活を営むための住宅の整備に要する費用に対する助成金を交付する事業（以下「高齢者等自立支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は高齢者等自立支援事業に係る助成金の交付に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事業は長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要する疾病にかかっている満20歳に満たない者の健全な育成を図るため、その医療に要した費用を支給する事業（以下「小児慢性特定疾病医療支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は次のとおりとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療支援事業に係る医療費の支給に関する事務
- (2) 小児慢性特定疾病医療支援事業に係る医療費を支給する旨の認定（第27条において「医療費支給認定」という。）の変更に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事業は経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の教育の機会均等の確保のための必要な援助を行う事業（以下「就学援助事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は就学援助事業に係る援助の対象となる者の認定に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務）

第5条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22

条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)に関する情報

イ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

(2) 児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

イ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

第6条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は児童福祉法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該支給に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

(2) 当該支給に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(3) 当該支給に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険料の徴収に関する情報

(4) 当該支給に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年法律第127号」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「平成25年法律第106号」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年法律第106号による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この条、第20条及び第29条において「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年法律第106号附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年法律第106号附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)

第7条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務 同法第27条第1項第3号の措置に係る児童(以下この条において「措置児童」という。)又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(2) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第5号に係る部分に限る。) 同法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

(3) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第7号及び第7号の2に係る部分に限る。) 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第8条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条第1項の給付(同項の疾病に係るものに限る。次号において同じ。)の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者に係る道府県民税(地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)又は市町村民税に関する情報

イ 当該請求を行う者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の障害児

福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。

以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

エ 当該請求を行う者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

(2) 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号及び第10条第2号において同じ。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出等を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ 当該届出等を行う者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該届出等を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

エ 当該届出等を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

第9条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 予防接種法第16条第1項第4号又は第2項第4号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

ウ 当該請求を行う者に係る介護保険法による医療に関する給付の支給に関する情報

(2) 予防接種法第28条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該決定に係る予防接種を受けた者又は当該者の保護者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該決定に係る予防接種を受けた者又は当該者の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第10条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 予防接種法第15条第1項の給付（同項の障害に係るものに限る。次号において同じ。）の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ 当該請求を行う者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

エ 当該請求を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

(2) 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出等を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ 当該届出等を行う者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該届出等を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

エ 当該届出等を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

第11条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者

支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ウ 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ウ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

エ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第12条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条、次条第1号及び第28条第1号において「要保護者等」という。）に係る固定資産税、軽自動車税又は特別土地保有税に関する情報

イ 要保護者等に係る高齢者等自立支援事業に係る助成金の交付に関する情報

ウ 要保護者等に係る小児慢性特定疾病医療支援事業に係る医療費の支給に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第13条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方税法第24条の5第1項第1号及び第295条第1項第1号の非課税の適用に関する事務 要保護者等に係る生活保護実施関係情報

(2) 地方税法第34条第1項第3号及び第314条の2第1項第3号の社会保険料控除の適用に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報

イ 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る介護保険法による保険料の徴収に関する情報

(3) 地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする満18歳に満たない者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第14条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務 当該調整が必要な被保険者に係る生活保護実施関係情報

(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第

13条第1項（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

第15条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ウ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ウ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ウ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

エ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第16条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下この号及び第3号において「第1号被措置者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 第1号被措置者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下この号及び次号において「第2号被措置者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 第2号被措置者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(3) 老人福祉法第21条の費用の支弁に関する事務 第1号被措置者等又は第2号被措置者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第17条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の13の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 老人福祉法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者（以下この条において「被措置者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 被措置者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第18条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の14の項の規則で定める情報は同法第20条の措置に係る未熟児又はその扶養義務者に係る市町村民税に関する情報とする。

第19条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第10条第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の15の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該届出に係る被保険者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に

関する情報

- (2) 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

第20条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、平成19年法律第127号附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は平成25年法律第106号附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年法律第106号附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年法律第106号附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付、平成19年法律第127号附則第4条第1項の支援給付又は平成25年法律第106号附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年法律第106号附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年法律第106号附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る固定資産税、軽自動車税又は特別土地保有税に関する情報

イ 要支援者等に係る高齢者等自立支援事業に係る助成金の交付に関する情報

ウ 要支援者等に係る小児慢性特定疾病医療支援事業に係る医療費の支給に関する情報

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年法律第127号附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第21条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 介護保険法第49条の2の規定による第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅介護サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 第1号被保険者の要介護被保険者（介護保険法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。イにおいて同じ。）に係る生活保護実施関係情報

イ 第1号被保険者の要介護被保険者又は当該要介護被保険者と同一の世帯に属する第1号被保険者に係る市町村住民税に関する情報

- (2) 介護保険法第59条の2の規定による第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 第 1 号被保険者の居宅要支援被保険者（介護保険法第53条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。イにおいて同じ。）に係る生活保護実施関係情報

イ 第 1 号被保険者の居宅要支援被保険者又は当該居宅要支援被保険者と同一の世帯に属する第 1 号被保険者に係る市町村民税に関する情報

第22条 条例別表第 2 の18の項の規則で定める事務は健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第 1 項又は第19条の 2 の健康増進事業の実施に関する事務とし、同表の18の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該事業の対象者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該事業の対象者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 当該事業の対象者に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報
- (4) 当該事業の対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第23条 条例別表第 2 の19の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 6 条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第 2 項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第 1 項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者に係る身体障害者福祉法第15条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第 1 項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第 2 項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者に係る身体障害者福祉法第15条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該実施に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該実施に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該実施に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第24条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の他の法令による給付等との調整に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該調整に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報

(2) 当該調整に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

第25条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の支給認定又は同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る支給認定子ども（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下この条において同じ。）又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ウ 当該申請に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報

エ 当該申請に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

カ 当該申請に係る支給認定子どもの扶養義務者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該申請に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該申請に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更の認定に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該変更の認定に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ウ 当該変更の認定に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報

エ 当該変更の認定に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該変更の認定に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

カ 当該変更の認定に係る支給認定子どもの扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該変更の認定に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人

等支援給付実施関係情報

ク 当該変更の認定に係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

(3) 子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該取消しに係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ウ 当該取消しに係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報

エ 当該取消しに係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該取消しに係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

カ 当該取消しに係る支給認定子どもの扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該取消しに係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該取消しに係る支給認定子ども又は当該支給認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

第26条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は高齢者等自立支援事業に係る助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報

(2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税又は都市計画税に関する情報

(4) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(5) 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は要介護認定（同法第19条第1項の要介護認定をいう。）若しくは要支援認定（同条第2項の要支援認定をいう。）に関する情報

(6) 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

第27条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 小児慢性特定疾病医療支援事業に係る医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る医療費支給認定の対象となる児童（以下この条において「小児慢性特定疾病児童等」という。）又は当該小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者（以下この条において「医療費支給認定基準世帯員」という。）に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

エ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 小児慢性特定疾病医療支援事業に係る医療費支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

イ 当該変更の認定に係る医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

エ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(条例別表第3の規則で定める事務)

第28条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 要保護者等に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第29条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、平成19年法律第127号附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は平成25年法律第106号附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年法律第106号附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年法律第106号附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付、平成19年法律第127号附則第4条第1項の支援給付又は平成25年法律第106号附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年法律第106号附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る就学援助事業に係る援助の実施に関する情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年法律第127号附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年法律第106号附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第30条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象と

なる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る市町村民税又は固定資産税に関する情報
- (3) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (4) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第1号から第4号までに規定する事項(次条第4号において「住民票記載事項情報」という。)
- (5) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第31条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は就学援助事業に係る援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該認定の対象となる児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該認定の対象となる児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る市町村民税又は地方税法第5条第2項第2号の固定資産税に関する情報
- (3) 当該認定の対象となる児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (4) 当該認定の対象となる児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票記載事項情報
- (5) 当該認定の対象となる児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第69号

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例(平成27年条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(空き家等管理・活用計画の軽易な変更)

第3条 条例第9条第3項に規定する規則で定める軽易な変更は、同条第1項の空き家等管理・活用計画(以下「空き家等管理・活用計画」という。)に記載のある本市の組織等の名称の変更に伴う変更その他空き家等管理・活用計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(空き家等活用協定)

第4条 町会その他の地域団体及び所有者等は、条例第20条第1項の規定により市長と同項の空き家等活用協定(以下「空き家等活用協定」という。)を締結しようとするときは、空き家等活用協定締結申出書(様式第1号)に、空き家等活用計画書(様式第2号)を添付して市長に申し出なければならない。

第5条 市長は、前条の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、当該申出に係る空き家等活用計画書の内容が空き家等管理・活用計画に適合していると認めるときは、空き家等活用協定書(様式第3号)により、

当該町会その他の地域団体及び所有者等と空き家等活用協定を締結するものとする。

第6条 前2条の規定は、町会その他の地域団体及び所有者等が空き家等活用協定を変更しようとする場合について準用する。

(協議会の会議)

第7条 金沢市空き家等管理・活用推進協議会(以下「協議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の会議)

第8条 協議会の専門部会の会議は、専門部会長が招集し、専門部会長が議長となる。

(委任)

第9条 条例第3章及び前2条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条から第9条までの規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

空き家等活用協定締結申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

町会その他の地域団体の代表者 団体名

住所

氏名

㊟

所有者等 住所

氏名

㊟

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例第20条第1項の規定により金沢市長と空き家等活用協定を締結したいので、空き家等活用計画書を添えて申し出ます。

様式第 2 号 (第 4 条、第 5 条関係)

空き家等活用計画書

対象となる空き家等又は空き家等の跡地の所在地	
対象となる空き家等又は空き家等の跡地の使用に係る所有者等の同意の内容	
対象となる空き家等又は空き家等の跡地の活用方針	
対象となる空き家等又は空き家等の跡地の管理方法	
その他対象となる空き家等又は空き家等の跡地を活用するために必要な事項	

様式第 3 号 (第 5 条関係)

空き家等活用協定書

と 金沢市長とは、空き家又は空き家等の跡地の活用を図るため、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例第20条第 1 項の規定により、次のとおり空き家等活用協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称
- 3 協定に係る空き家等活用計画の内容 別紙「空き家等活用計画書」のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書 3 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

町会その他の地域団体の代表者 団体名

住所

氏名

印

所有者等 住所

氏名

印

金沢市長

印

平成27年(2015年)12月28日 印刷
平成27年(2015年)12月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄